

## 熊本県介護人材確保推進補助事業費補助金交付要領

### (目的及び趣旨)

第1条 平成28年熊本地震による交通アクセスの遮断等により影響を受けている阿蘇郡市に所在する介護施設等(以下「施設等」という。)において、介護人材を確保し、適正な介護サービスが提供される環境を整備することを目的として、施設等を有する事業者等(以下「事業者等」という。)に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 この補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)及び熊本県健康福祉補助金等交付要項(以下「要項」という。)に定めるもののほか、この交付要領の定めるところによる。

### (補助対象事業者等)

第2条 この補助金の対象となる事業者等は、第2項に定める施設等を有する法人等のうち、次の全ての要件を満たすものとする。

ア 人員基準を満たしていること

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 国税及び地方税を滞納していないこと

2 補助金の対象となる施設等は、次のうち阿蘇郡市に所在するものとする。ただし、公設の施設等は除く。

指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、熊本地震後の交通アクセスの遮断により、通勤困難となった職員が、職務命令により阿蘇郡市内の旅館業法に基づく営業許可を取得している宿泊施設を利用した際、事業者等が当該宿泊施設に支払った宿泊費とする。ただし、入湯税を除く。

2 前項の「職員」とは、施設等に置くべき従業者のうち、介護職員、介護従事者、支援員、看護師及び准看護師とする。

### (補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1泊当たり5,000円を上限とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付決定前に支出した経費についても、平成31年(2019年)4月1日以降に支出した経費については補助対象とする。

### (補助金の交付申請)

第5条 要項第3条の申請書の提出部数は1部とし、その提出期限は別に定める。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、熊本県介護人材確保推進補助事業費補助金に係る事業計画書(別記様式第1号)のとおりとする。

3 要項第3条第2項第2号の収支予算書は、当該事業についての予算措置状況を記載したもので、法人等の代表者が押印して証明したものとする。

### (補助金等の交付の条件)

第6条 本補助金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (2) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、要項第12条第1項の規定に関わらず、別記第2号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

#### （補助金の交付決定）

第7条 規則第4条の規定による交付決定については、予算の範囲内で行うものとする。

#### （交付申請の取下げ）

第8条 要項第6条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過する日までとする。

#### （補助事業等の内容の変更）

第9条 要項第5条第2項の変更申請書には、熊本県介護人材確保推進補助事業費補助金に係る事業変更計画書（別記様式第2号）を添付しなければならない。

#### （実績報告）

第10条 要項第9条の実績報告書は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定の通知を受けた日の属する年度の3月13日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 要項第9条第2項第1号の事業実績書及び同項第3号のその他必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 熊本県介護人材確保推進補助事業費補助金実績報告書（別記様式第3号）
- (2) 当該職員の通勤経路で、通勤困難区域が明記された地図
- (3) 補助対象月において職種・勤務時間帯が分かる職員全員分の勤務表
- (4) 補助対象月の職名・職員名記載の組織体制図
- (5) 宿泊施設の領収書の写し

3 要項第9条第2項第2号の収支精算書は、当該事業についての決算の状況を記載したもので、法人等の代表者が押印して証明したものとする。

#### （雑則）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成29年1月17日から施行し、平成28年12月19日から適用する。

この要領は、平成29年8月30日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年9月4日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年9月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。